

鳴門市教育振興計画

基本構想

平成18年3月

鳴門市教育委員会

目 次

第1章 序 論

1 「鳴門市教育振興計画」策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画期間と構成	2
ア 計画期間	
イ 計画の構成	
(3) 計画の周知と推進	2
2 教育を取り巻く環境	3
(1) 時代の潮流	3
ア 社会の急激な変化	
イ 子どもの状況	
ウ 家庭や地域の教育機能	
エ 教育を取り巻く諸問題	
(2) 子どもの人口推計	6
3 教育の将来像	7
(1) 将来展望のある教育諸施策の推進	
(2) 社会の変化に柔軟に対応できる、新しい人間力を育成する教育の推進	
(3) 豊かな教育環境の整備・充実	

第2章 基本構想

1	基本理念	9
2	基本目標	10
3	基本方針	11
4	施策の大綱	13
5	施策の基本的方向	14
	(1) ころ豊かで生きがいあふれる「生涯学習社会」の構築	14
	ア 共に支えあう地域社会づくりの推進	
	イ 生涯を通じた学習活動の推進	
	ウ 読書活動の推進	
	エ 生涯スポーツ活動の推進	
	オ 地域文化の創造と文化財の保護・保存と活用	
	(2) 共に生きる社会づくりと人権文化の創造	16
	ア 地域に根ざした人権教育・啓発の推進	
	イ 豊かなころを育む人権教育・啓発の推進	
	ウ 個人権課題の解決への取り組みの推進	
	(3) 将来に向かってたくましく生きる子どもの育成	17
	ア 幼稚園、小・中学校教育の充実	
	イ 高等学校教育の充実	
	ウ 学校(園)の自主性・自律性の確立	
	エ 教育制度の充実	
	オ 学校(園)の適正規模・適正配置の推進	
	(4) 教育環境の整備・充実	19
	ア 教育行政の充実	
	イ 学校給食の充実と食育の推進	
	ウ 教育支援体制の整備・充実	
	エ 大学連携の推進	
	オ 安全で安心な教育環境の整備・充実	
	資料 用語解説	20

第1章 序 論

1 「鳴門市教育振興計画」策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国の教育は、戦後、幾度かの教育改革が行われ、工業立国として経済発展の原動力となるなど、時代の要請にこたえて成果を上げてきました。しかし、近年、高度情報化や科学技術の進展、産業の空洞化や経済のグローバル化の進行により、世界的規模で社会の構成と様相が大きく変化しており、これまでの教育システムでは、これらの変化に十分に対応できない状況が生じてきています。

そこで、国においては、「新生日本」の実現をめざし、教育改革の今後の取り組みの全体像を示すものとして、2001年(平成13年)1月に「21世紀教育新生プラン」を策定し、「学校が良くなる、教育が変わる」ための具体的な主要施策や課題及びこれらを実行するためのタイムスケジュールを明らかにし、教育改革を進めています。

さらに、資源に恵まれない我が国は、教育を通じて人材育成を充実することが何より重要であり、国際的に知の競争時代の今日、諸外国に遅れることなく、人材育成の基盤である義務教育の質の向上に取り組む必要があることから、新しい時代の義務教育のあり方について抜本的な検討を行っています。

また、県においては、生涯学習の視点を中心に据え、21世紀初頭の社会の姿を展望した、「徳島県教育振興基本構想」を策定し、豊かなところを育み、生涯にわたる「学び」を実現する教育の創造を基本目標として、教育改革に取り組んでいます。

本市では、「第五次鳴門市総合計画」に示された、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりに取り組み、一人ひとりが大切にされる教育の推進に努めるとともに、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行っています。

しかし、教育を取り巻く環境は、核家族化、少子・高齢化の進行、生活様式の変化、価値観の多様化など、さまざまな要因により大きく変化しています。

このような状況の中、本市においても少子化による子どもの数の減少は著しく、今後ますます進行することが予測されており、将来、学校(園)の小規模化により、多様な教育活動に支障をきたし、学校(園)運営においても、より深刻な課題に直面することが懸念されています。

そこで、21世紀を担う本市の子どもたちに、新しい時代を切り拓く能力と豊かな感性を育むため、教育の質を高めるとともに、多様な教育活動が展開できる、より望ましい教育環境の整備・充実が必要となります。

また、すべての市民が生涯を通じて、一人ひとりのニーズに合った学習を自由に選択することができる機会や場所を構築するとともに、その成果が適切に評価される社会の実現を図ることが重要な課題となっています。

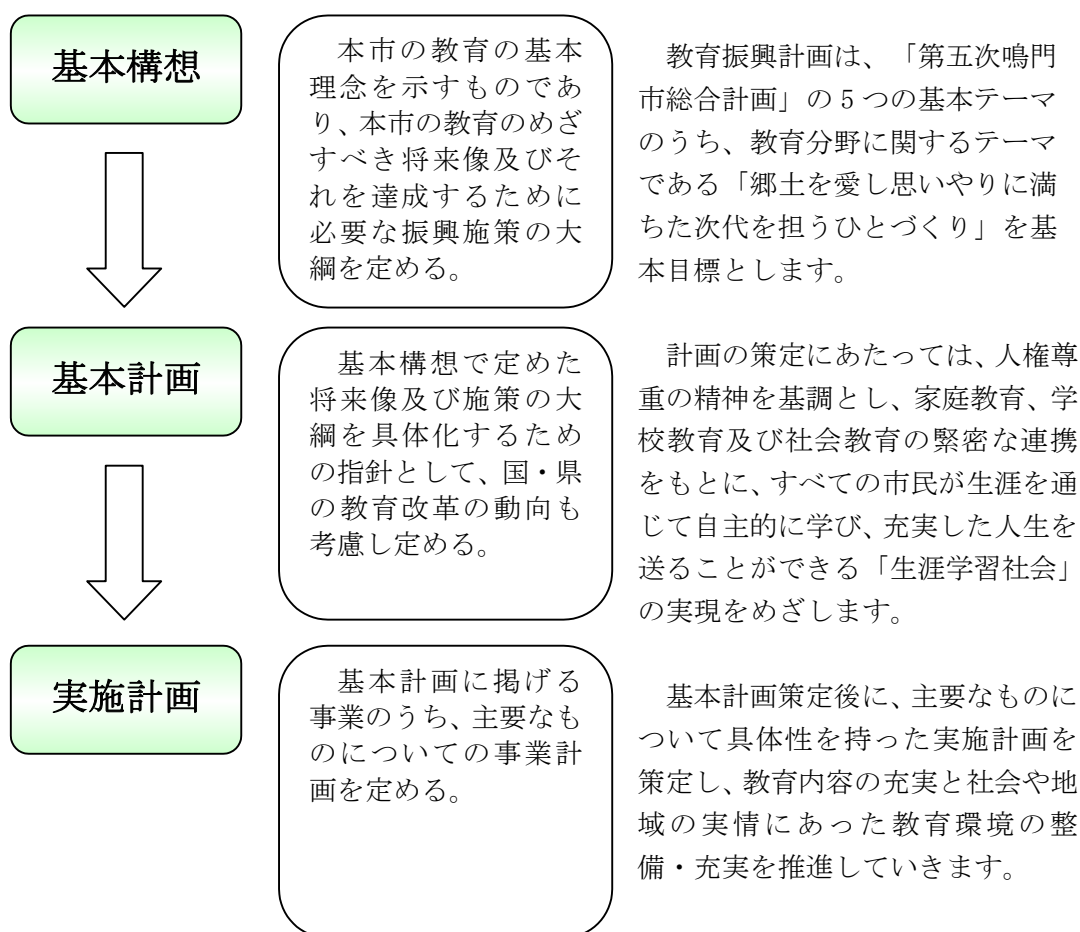
このようなことから、常に子どもたちの視点に立ち、優しさと思いやり、たくましさ、郷土への愛着心を育む教育や、市民のだれもが生きがいのある人生を送ることができる「生涯学習社会」の実現を図るため、さまざまな社会変化に柔軟に対応できる教育のあり方を示す、「鳴門市教育振興計画」を策定し、この計画に沿って教育改革を進めていきます。

(2) 計画期間と構成

ア 計画期間

基本構想の期間は、2006 年度(平成 18 年度)から 2015 年度(平成 27 年度)までの 10 年間とします。

イ 計画の構成



(3) 計画の周知と推進

この計画を市民へ広く周知を図るため、「広報なると」やホームページにおいて、進捗状況や審議会等の情報を提供していきます。

また、市民と協働して計画を進めていくため、パブリックコメント手続による意見募集を行います。

計画の推進にあたっては、取り組み状況について適宜検証し、進捗状況を確認するとともに、その成果や課題を取りまとめ、速やかに修正していきます。また、国・県の動向や社会・経済情勢の変化等を見ながら柔軟に運用していくことで、より効果的に推進していきます。

2 教育を取り巻く環境

(1) 時代の潮流

ア 社会の急激な変化

近年、日本社会は、少子・高齢化の進行、国際化、情報化の進展、経済の成熟化や価値観の多様化などの急激な社会変化により、さまざまな課題を抱えています。

特に、少子化によって、2005年(平成17年)には総人口が減少に転じるなど、少子化傾向が我が国の経済や社会に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。すなわち、少子化により子どもの絶対数が減少するのみでなく、将来の生産年齢人口を減少させ、人口に占める若年者層が高齢者層を下回り、世界に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、その対策が望まれています。

また、急速な情報化社会による価値観の変化や多様化、情報格差による不安や不公平感が生じてきており、情報モラルを身につけ、社会性を高める教育を推進していかなければなりません。

さらに、経済発展を支えてきた大量生産・大量消費の経済システムは、地球規模での環境破壊による環境問題を深刻にしてきました。そこで、地球温暖化防止をはじめとする環境保全等について、自然・社会の両面からの環境教育の推進が求められています。

次に、国際社会に生きる日本人としての国際理解や多文化理解の必要性を認識し、国際社会の中で、心豊かにたくましく生きる子どもたちを育成する教育が望まれています。

このようなことから、明るく豊かな未来を迎えるために、さまざまな社会の変化に柔軟に対応できる教育改革が必要となります。

イ 子どもの状況

少子化、核家族化など家庭や家族のあり方が変化し、地域の人間関係が希薄化するなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、大人社会の夜型ライフ・スタイルへの変化等による影響により、子どもの睡眠時間の減少や栄養バランスが取れていない偏った食事など、健康的とはいえない生活を送っている子どもが増えています。さらに、テレビやインターネット等のマスメディアの影響による疑似体験や間接体験が多くなる一方で、家事等の手伝いの時間も少なくなり、生活経験・自然体験・勤労体験等が著しく不足しています。

また、子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活していますが、塾や習い事、テレビゲームなどかなりの時間をとられ、友達同士での遊びや家庭・地域社会での人と人との触れ合いの機会が減少しています。

学校においても、いじめや暴力行為など、他者や自らを傷つけたり、命までも奪ってしまう事件が発生するなど、深刻な社会問題が生じています。また、問題行動についても、粗暴化・凶悪化、低年齢化しており、「援助交際」などの性に関する問題行動も増加している現状にあります。こうした問題の根底には、生活経験・自然体験・社会体験等の不足による人間関係の希薄化、社会性の不足等により、他人

に対する思いやりやいたわりの心などが、十分に育まれていないことなどが要因の一つになっていると思われま

す。このように、人と人とのコミュニケーションづくりや倫理観のあり方等、家庭や地域社会の中で養われてきたものが育ちにくくなっている状況の中で、人間関係を構築する力が弱くなったことや、自律心や自主性が不足し、自己中心的な傾向がある子どもが増えているなど、さまざまな課題が指摘されています。

しかし、身長・体重など体位・体格面では、着実な向上が見られるとともに、歯磨きなどの基本的な生活習慣の習得などにより、最近では、むし歯のある子どもも着実に減少しています。反面、肥満傾向を有する者の増加や視力の低下など、新たな健康問題が生じており、適切な生活行動についての知識や、それを実践する力が不足しているといえます。体力・運動能力については、敏しょう性は向上する傾向が見られるものの、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性などは全般に低下傾向にあります。これらは、日常生活において、体を使っての遊びなど、基本的な運動の機会が著しく減少していることに起因していると考えられます。

一方、国際化や情報化社会への対応については、さまざまな外国の文化を受け入れることができる柔軟さがあり、コンピュータ等情報機器の取り扱いについても積極的で、流行に敏感に対応していこうとする姿勢が見られます。

そして、阪神・淡路大震災や新潟中越地震の際にボランティア活動に参加した人の中には、10歳代から20歳代の若者が多くを占めるなど、社会参加や社会貢献に対する意欲が見受けられます。

本市においても、東南海・南海地震を想定した防災対策や子どもを守るための防犯対策等に見られるように、まちぐるみ・地域ぐるみでの取り組みが見られます。

しかし、従来の家庭・学校・地域社会の連帯や協働という要素が十分でない今日、子育てで不安の増加や、非行、いじめ、不登校などが憂慮される問題となっています。地域で子どもを育む力が弱体化している今こそ、「地域で子どもを育てる」という視点に立つ地域社会づくりをめざし、子どもたちが夢と希望を描けるまちづくりを実現することが重要な課題となります。

ウ 家庭や地域の教育機能

家庭は、子どもが安らぎやくつろぎを通して信頼感や情緒的安定感を得る場であり、社会人として自立していく上で、基本的な生活習慣や規範意識を形成する場といえます。また、家庭における家族関係のあり方を通して、社会生活の基礎となるコミュニケーション能力等を育成していく場でもあります。

しかし、核家族化や少子化の進行、さらに価値観の大きな変化に伴い、家庭教育に対する親の自覚の不足、過保護や放任、モラルの低下が生じるなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。

さらに近年、子どもへの虐待が増加しており、虐待による身体的・心理的影響は計り知れないものがあります。子どもへの虐待対策は緊急の課題であり、関係機関と密接な連携を図り、虐待の早期発見・防止に努め、虐待を発見した場合には、子どもを保護するとともに、子どもの権利を保障することに努めなければなりません。

このようなことから家庭は、子どもの教育に対する責任を自覚し、本来果たすべ

き役割を見つめ直していく必要があります。とりわけ、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を培わなければなりません。

地域社会においては、都市化・過疎化の進行や地域社会の連帯感の希薄化などから、地縁的な地域社会としての教育力が低下していると考えられます。地域住民が、子どもたちと道で会ったとき声をかけたり、危険なことや悪いことをしたら注意したり、叱ったりすることを避けるなど、「地域で子どもを育てる」という意識が薄れてきている状況があります。

これまで、子どもたちの心のよりどころとなっていた駄菓子屋が姿を消し、子どもたちの「心やすめの場」が少なくなっています。子どもたちの歓声が、街角や地域社会であまり聞かれなくなってきました。少子化とともに核家族化が進行し、子どもたちと年長者との交流が少なくなり、年長者が持っている知恵や技、経験などを学ぶ機会が減少しているなど、地域の連帯感のある有機的なまとまりが薄れ、これまで子どもたちの生活基盤となってきた異なった世代との交流や、多様な人間関係を体験できる交流の場、体験の場が不足しています。

このように衰退してきている家庭や地域の教育力の再生を図るとともに、次代の担い手となるべき子どもたちの健やかな成長を図る必要があります。

エ 教育を取り巻く諸問題

2003年のOECDの国際学習到達度調査(PISA調査)によると、日本の子どもたちの学力は、国際的に見て成績は上位にあるものの、(1)判断力や表現力が十分に身についていない、(2)勉強が好きだと思う子どもが少ないなど、学習意欲が必ずしも高くない、(3)家庭での勉強時間が少ないなど、学習習慣が十分身についていないなどの問題点が指摘されています。さらに、生活経験・自然体験など子どもたちの学びを支える経験や体験が不足し、人や物とかかわる力が低下しているなどの問題点が明らかになっています。

次に、我が国の教育を取り巻く現状を見ると、家庭や地域の教育力の低下により、家族や友人への愛情を育み、豊かな人間性を築くことが困難な状況があり、青少年が夢を持ちにくく、規範意識や道徳心、自律心が低下している傾向があります。さらに、学校においては、不登校やいじめ、引きこもり、校内暴力、学級崩壊等、依然として深刻な問題が山積しています。

さらに、日本経済の長引く不況による就職難から、ニートやフリーターなどの若者の増加、職業観や勤労観の欠如等の問題が指摘されています。

すなわち、「将来、自分が何をやりたいのか、どんな職業に就きたいのか」などについて自分の考えを持つこと、つまり「なりたい自分」を見つけることができる若い若者が増えてきている状況があります。

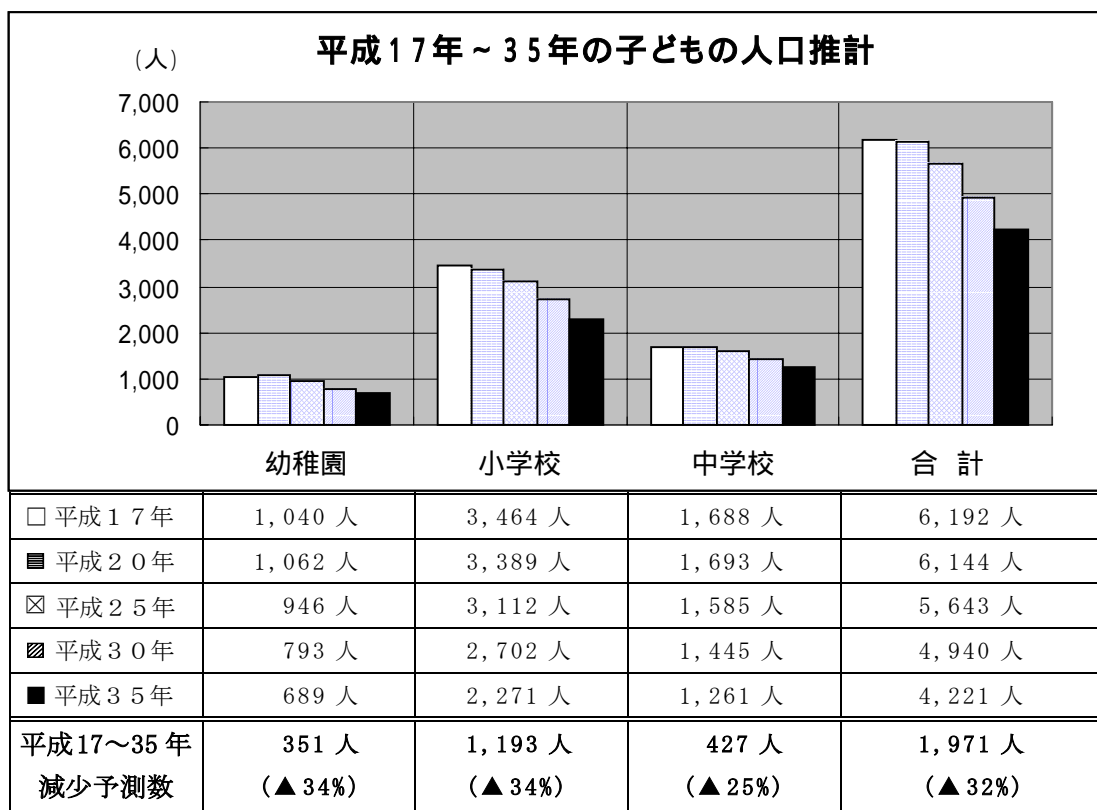
そこで、子どもたち自身が社会と自分の関係性に気づくとともに、自分の適性を見つけ、自らの力で将来を切り拓いていくことができるよう、家庭・学校・地域社会が一体となって支援する教育を進めていくことが必要です。

(2) 子どもの人口推計

この人口推計は、2005年(平成17年)3月に鳴門市次世代育成支援行動計画を策定するにあたって、厚生労働省から示されたワークシートを用いて試算したものです。

これを用いて、今回の教育振興計画の園児・児童生徒数の推計の基とします。

本市における子どもの人口推計



今後の教育のあり方については、このような子どもの人口の減少を視野に入れ、中・長期的な視点からさまざまな検討をする必要があります。

資料：人口推計ワークシート(厚生労働省)

この人口推計では、2000年(平成12年)から2004年(平成16年)における各年4月1日現在人口を基礎として、コーホート変化率法で推計を行っており、また、人口増減を伴う他の要因を考慮していません。このため、本市における他の計画の推計人口・計画人口とは一致しない場合があります。本来の人口推計は、2005年度(平成17年度)から2010年度(平成22年度)までの5年間の人口推計の設定となっておりますが、それを用いて2023年(平成35年)までを試算したものです。なお、2005年度(平成17年度)の数値は、実数を用いています。

※ この資料は、あくまで参考資料とします。

3 教育の将来像

教育は、それぞれの国において、その国のもつ言語や歴史、伝統や文化などを伝え、それらを大切にすることを育むことをめざしています。そして、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心などを育むことは、いつの時代、どこの国においても大切にされなければならないものです。

そのため、これからの教育も、一人ひとりが伸び伸びと自らの個性を存分に発揮しながら、こうした「時代を超えて変わらない価値のあるもの」(不易)をしっかり身につけることができるものでなければなりません。

さらに、急激に変化している社会の中であって、これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずそのあり方を見直し、時間、世代を超えて教育を継承していくことが重要です。そして、今後も一層進展することが予測される国際化や情報化などの社会の変化に、教育が的確かつ迅速に対応していくことが望まれます。

つまり、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」(流行)に柔軟に対応していくことが求められます。

教育は、市民一人ひとりの幸せな人生の実現をめざすものであり、社会の発展の基礎となるものです。変革の時代にあり、国際社会の時代である今日、人材育成の基盤である教育は、さまざまな要求に応じることができる教育でなければなりません。さらには、教育の使命の明確化を図るとともに、郷土の自然、歴史、文化、産業など、地域の特性を生かした質の高い教育が求められています。

人は、成長していく過程において、就学前教育や初等・中等・高等教育などの学校教育や家庭教育及び社会教育など、いくつもの段階を通して学んでいきます。すなわち、すべての人の基本的な人権が尊重されるとともに、市民が夢と希望を持って暮らし、学ぶことができる「生涯学習社会」の構築が必要となります。

そこで、次の3点を本市の教育改革の重要課題とし、いつ、どこで学んだかだけでなく、「何を」学んだかが重要とされ、学んだことを活かしていくことができる教育、将来にわたっていつまでも「学び」が絶やされることがない教育を創造していきます。

(1) 将来展望のある教育諸施策の推進

ア 少子化の進行による子どもの数の減少を見据え、教育条件・教育水準を良好に保つための、望ましい学校(園)の適正規模・適正配置の推進

イ 教育の諸制度・諸施策の見直しを図るとともに、具体的な施策を総合的、体系的に位置づけた実効性のある教育の推進

ウ 「地域で子どもを育てる」という視点で、子どもを守り、育てることができる社会づくりの推進

エ さまざまな社会情勢の変化や保護者のニーズにこたえることができる就学前教育の推進

オ 子どもたちの発達段階に応じた教育を推進するための、保育所、幼稚園、小学校、中学校の各校種間の望ましい連携の推進

(2) 社会の変化に柔軟に対応できる、新しい人間力を育成する教育の推進

- ア 人権尊重の精神の涵養を図り、一人ひとりの人権が相互に尊重される「人権の共存」を図ることができる人権教育の推進
- イ 一人ひとりの持って生まれた個性や能力を伸ばすとともに、それぞれの分野で創造性に富んだ人間を育成する教育の推進
- ウ 基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな教育の推進
- エ 豊かな心と健やかな体の育成を図り、実社会で必要とされる知識と問題解決能力を身につけることができる教育の推進
- オ 国や郷土を愛する心と伝統文化を尊重する心を育てる教育を進めるとともに、国際社会の一員として活躍できる人材の育成をめざした教育の推進

(3) 豊かな教育環境の整備・充実

- ア 急激な社会変化に主体的に対応することのできる家庭や地域社会の創造
- イ 市民一人ひとりのそれぞれの目的や課題に応じて知識・技能の習得ができる機会や場の整備・充実
- ウ 家庭、学校及び地域社会の協働と地域住民の教育への参加の積極的な推進
- エ 子どもや保護者のニーズにこたえることができる、地域性を生かした特色ある学校教育の推進
- オ 危機管理(災害・不審者対策等)や環境と衛生に配慮した、健康で、安全で、かつ安心できる教育環境の整備・充実

第2章 基本構想

1 基本理念

夢と希望あふれる教育文化の創造と発信

本市においては、まちづくりの指針となる「第五次鳴門市総合計画」に定められた施策大綱に基づいて、さまざまな計画を策定し、「市民一人ひとりがいきいきと輝くまちづくり」を推進しています。

そこで、教育振興計画においては、教育に関連する諸計画(別表1)が持つ、目標やねらいをしっかりと踏まえ、新しい時代に柔軟に対応することができるまちづくり・ひとづくりを推進します。

夢と希望あふれるまちづくり・ひとづくり

だれもがゆとりを持って充実した人生を送るため、生涯を通して、学習・スポーツ活動に親しむことができる、生きがいあふれるまちづくりを進めます。

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、夢と希望を持って生きていくための教育文化を確立し、日本人としての自覚、アイデンティティを持ち国際社会に貢献することができるひとづくりを進めます。

教育文化の創造と発信

市民が、共に考え、共に子どもたちを育てていく観点から、自らの国や郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育及び郷土の伝統・文化への理解を示し、尊重する教育を創造し、発信していく教育を推進します。

そこで、「**夢と希望あふれる教育文化の創造と発信**」を基本理念として、教育改革を推進していきます。

(別表1)

※ 教育に関連する諸計画	計画の初年度
「鳴門パートナーシッププラン」	2001年度(平成13年度)
「子どものまち鳴門プラン」	2002年度(平成14年度)
「鳴門市環境基本計画」	2004年度(平成16年度)
「鳴門市情報化計画」	2004年度(平成16年度)
「次世代育成支援対策行動計画」	2005年度(平成17年度)
「健康なると21」	2005年度(平成17年度)

2 基本目標

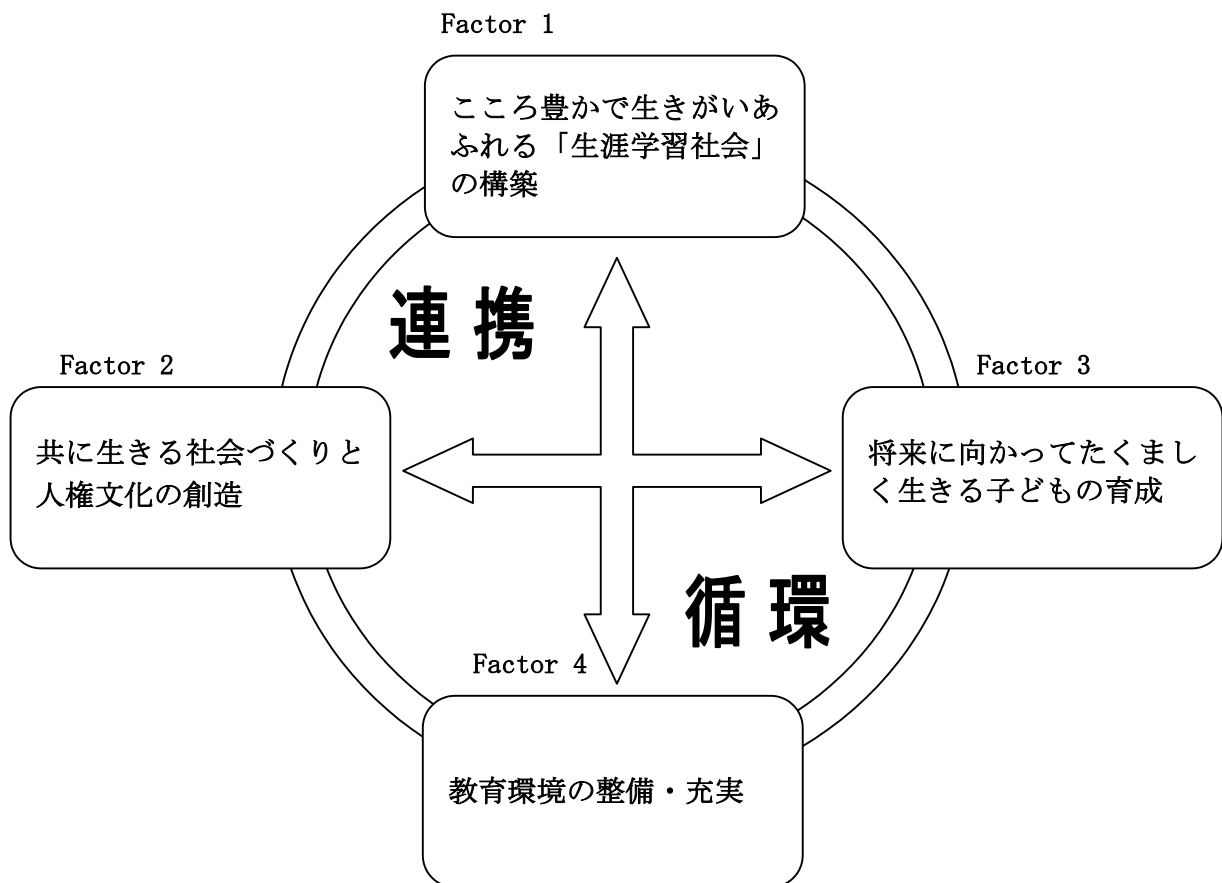
郷土を愛し思いやりに満ちた次代を担うひとづくり

市民一人ひとりが生きがいとゆとりを持ち、充実した人生を送ることができるよう、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、市民相互の人権が共に尊重される「生涯学習社会」の実現をめざします。

また、教育を取り巻く環境が大きく変化するなかで、次代を担う子どもたちが健康で、自らが学ぶ意欲と個性を培い、社会の変化に主体的に対応できる能力と豊かな感性を育む教育を推進します。

さらに、本市の恵まれた自然や環境を生かした特色ある教育を展開し、市民の多様なニーズにこたえることができるよう、安全で安心な教育環境の整備・充実に努めます。

そこで、次の4点を教育改革のファクター(Factor)(物事の構成に必要な要素)とし、それぞれの循環・連携を図ることにより、『郷土を愛し思いやりに満ちた次代を担うひとづくり』を基本目標として、教育改革を推進します。



3 基本方針

これからの変化の激しい社会では、自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力が必要となります。また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性も必要となります。さらに、たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることはいうまでもなく、こうした資質や能力が、変化の激しい社会を「生きる力」であり、これらをバランス良く育てていくことが重要です。すなわち、社会の変化に柔軟に対応することができる、新しい人間力の育成がこれからの教育に求められるものとなります。

そこで、4つのファクターの推進を基本方針とし、家庭教育、学校教育、社会教育が連携を図り、市民それぞれが自己変革し、資質や能力の向上を図ることができる基礎となるシーズ(seed) (種)を蒔き、育てていく教育を推進していきます。

(1) ころ豊かで生きがいあふれる「生涯学習社会」の構築

市民が生涯を通じて自ら学び、文化、スポーツ及びレクリエーションに親しみ、社会参加できる「生涯学習社会」の実現を図ります。

そのために、だれもが快適で、しかも健康に、生きがいあふれる人生が送れるよう、生涯にわたる自主的・自立的な学習活動を支援し、その成果を地域社会で活かせることができる生涯学習を推進します。

(2) 共に生きる社会づくりと人権文化の創造

市民一人ひとりの人権が互いに尊重され、擁護される「人権尊重社会」の実現を図ります。

そのために、一人ひとりが「人権尊重社会」の担い手であることを認識し、人権問題を自分の問題としてとらえ、その解決のために主体的に取り組むことができる人権教育・啓発を推進します。

また、個別の人権課題に関して正しく認識し、物事を合理的にとらえる判断力を身につけるとともに、すべての人権課題が根幹部分ではつながっているとの認識を持ち、一つの人権課題の学習の成果を他の課題の学習へとつなげていくことができる人権教育・啓発に努めます。

(3) 将来に向かってたくましく生きる子どもの育成

夢と希望を持った人生を送ることができるよう、子どもたち一人ひとりの特性や進路希望の多様化等に柔軟に対応するため、教育の内容や方法についての見直しを行い、個に応じた多様な教育を推進します。

また、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図り、学ぶ意欲を高めるとともに、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進します。

さらに、職場体験や奉仕体験などの体験活動を通して、働くことの意義や喜びを体得し、職業観・勤労観の育成に努めるとともに、地域社会に貢献することができる人材を育成する教育を推進します。

(4) 教育環境の整備・充実

多様な学習の機会を提供し、一人ひとりのニーズに合った教育を推進するために、人的・物的両面から条件整備(環境づくり)の充実を図ります。

また、災害や不審者対策等の危機管理や、環境と衛生等に対応した施設・設備の整備を図り、子どもたちが健康で、かつ安全で、安心して学習することのできる教育環境の整備・充実を推進します。

4 施策の大綱

基本理念

夢と希望あふれる教育文化の創造と発信

基本目標

郷土を愛し思いやりに満ちた次代を担うひとづくり

基本方針

こころ豊かで生きがいあふれる「生涯学習社会」の構築

共に生きる社会づくりと人権文化の創造

将来に向かってたくましく生きる子どもの育成

教育環境の整備・充実

施策の基本的方向

- 共に支えあう地域社会づくりの推進
- 生涯を通じた学習活動の推進
- 読書活動の推進
- 生涯スポーツ活動の推進
- 地域文化の創造と文化財の保護・保存と活用

- 地域に根ざした人権教育・啓発の推進
- 豊かなこころを育む人権教育・啓発の推進
- 個人権課題の解決への取り組みの推進

- 幼稚園、小・中学校教育の充実
- 高等学校教育の充実
- 学校(園)の自主性・自律性の確立
- 教育制度の充実
- 学校(園)の適正規模・適正配置の推進

- 教育行政の充実
- 学校給食の充実と食育の推進
- 教育支援体制の整備・充実
- 大学連携の推進
- 安全で安心な教育環境の整備・充実

5 施策の基本的方向

(1) ころ豊かで生きがいあふれる「生涯学習社会」の構築

ア 共に支えあう地域社会づくりの推進

市民が、生涯のいつでも、自由に、学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を職場や地域社会において活かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

また、市民が生涯豊かな気持ちで暮らしていくために、自らの地域社会に目を向け、主体的にかかわることができるよう、生涯学習で得た知識や技術を地域社会で積極的に発揮できるシステムの構築を図ります。

イ 生涯を通じた学習活動の推進

市民が主体的に学習活動が続けられるよう、公民館の積極的な活用を図り、幅広い学習機会の提供と市民の自主的活動を促進するとともに、一人ひとりが充実した人生を送ることができる地域社会づくりに積極的に取り組みます。

また、生涯学習を通じて人権意識の高揚に努め、あらゆる学びの場において市民と行政が手を携え、男女共同参画社会の実現を図るとともに、あらゆる差別の解消を担っている人間の育成を図ります。

ウ 読書活動の推進

市民が生涯にわたって、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう支援するとともに、読書環境の整備・充実に努めます。

また、より多くの市民に親しまれ、利用できる図書館をめざし、市民の多様なニーズにこたえ、生涯学習活動や学校教育への充実した支援が行えるよう、高度情報化社会に対応した図書館機能の整備・充実に努め、迅速な情報の提供に努めます。

エ 生涯スポーツ活動の推進

市民だれもが、それぞれの年齢や体力、目的等に応じて主体的にスポーツに親しみ、日々の暮らしに定着することができる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。このことにより、スポーツを通じて市民が交流を深め、市民相互の新たな連携を促進し、共に努力し達成感を味わうことなどにより、市民が地域に愛着を感じることができる市民スポーツ活動を推進します。

また、学校体育から社会体育へと循環的に参画できるスポーツ活動を推進することにより、地域の一体感や連帯感などの活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の活性化につなげていきます。

オ 地域文化の創造と文化財の保護・保存と活用

生涯を通じて身近な場で芸術・文化に接し、地域に根ざした個性豊かな芸術・文化活動が展開できるよう、地域の芸術文化団体や指導者との連携や地域間の交流の促進を図ります。

また、人々の生活様式の中で継承され守られてきた有形無形の文化財や天然記念物等の保護・保存と活用に努めます。このことを通して、祖先の営みや優れた技術を学ぶとともに、郷土に愛着を感じ、誇りを持てるような啓発活動を展開していきます。

さらに、文化財保護団体等の関係団体との連携を図るとともに、指導者の育成に努めます。

(2) 共に生きる社会づくりと人権文化の創造

ア 地域に根ざした人権教育・啓発の推進

21世紀は「人権の世紀」といわれています。そこで、すべての人の人権が守られ尊重される、平和で豊かな社会の実現をめざして、一人ひとりが豊かな人権感覚を持ち、人権についての的確な思考力や判断力を身につけることができる人権教育を進めます。

さらに、家庭、学校(園)、地域のより一層の連携を深めるとともに、役割分担の明確化を図ることで、家庭や地域の教育力を高め、家庭と学校(園)や地域が協働した地域ネットワークづくりを進め、地域に根ざした人権教育・啓発を推進します。

イ 豊かなところを育む人権教育・啓発の推進

人権教育の推進によって、人々が自らの権利を行使することの意義や他者の人権を尊重することの重要性、さらには、それぞれの人権課題の内容等について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていく取り組みを促進します。

さらに、一人ひとりを尊重した人権教育を推進するために、市民のニーズに合った学習機会の提供を図るとともに、一人ひとりの発達段階等を踏まえ、地域の実情等に応じた人権教育を継続的に実践していきます。特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身につけ、人権問題を鋭くとらえることができる感性や人権意識を高め、そのことが態度や行動に現れる、人権感覚を持った人間の育成に努めます。

ウ 個人人権課題の解決への取り組みの推進

個人人権課題についての理解と認識を深めるとともに、課題解決のために積極的に行動しようとする意欲や態度を育む人権教育を推進します。

さらに、家庭、学校(園)、地域、職場等あらゆる場に厳存している人権侵害や差別問題に気づき、それを自らの課題としてとらえ、日常生活の中で解決に向けて実践することができる人権教育・啓発を推進します。

(3) 将来に向かってたくましく生きる子どもの育成

ア 幼稚園、小・中学校教育の充実

社会の変化に柔軟に対応した教育を展開するために、教育環境を整備し、教育の質を高めるという視点から、中・長期的な改革を進めます。

(ア) 幼稚園教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことができる教育環境の整備を進めます。そして、地域や保護者のニーズにこたえ、地域や保育所・学校と連携し、保・幼・小の一貫性のある教育を推進します。

そのため、幼稚園教育を学校教育の基礎を培うための重要な時期としてとらえ、幼児期にふさわしい教育を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、幼稚園教育がより一層充実するよう努めます。

また、特色ある幼稚園教育を推進するために、教育課程の見直しや保育時間の問題、望ましい就園年限のあり方の検討など、さまざまな課題に対して、幅広く意見を求めています。

(イ) 小・中学校教育

子どもたち一人ひとりが、基礎的・基本的な確かな学力を身につけ、学ぶことの楽しさを知り、生涯にわたって自ら学び、能力を高め、自己実現をめざすことができる、「生きる力」を育む教育を推進します。そのために、小・中学校教育を次の観点により推進します。

- a 一人ひとりの個性と能力を尊重した教育
- b 社会性及び自己肯定感の育成と自己実現を支援する教育
- c 人を愛し、思いやりあふれる心を育成する教育
- d 国際性に富んだ、柔軟な思考力を育成する教育

イ 高等学校教育の充実

少子化による生徒数の減少や、今後ますます多様化が進む生徒のニーズに対応するため、将来の鳴門地域における高等学校教育の望ましいあり方について検討し、魅力ある学校づくりが実現できるよう、県に働きかけていきます。

ウ 学校(園)の自主性・自律性の確立

学校(園)において、校(園)長がリーダーシップを発揮し、学校(園)の経営方針と個別課題の推進計画を明らかにし、社会の変化に柔軟に対応することができる効果的で透明性の高い、開かれた学校(園)経営を推進します。さらに、教職員が協力して教育活動に取り組むことができる運営体制の充実を図ります。

そのために、教育委員会と校(園)長の学校(園)運営に関する裁量権と責任の明確化を図るとともに、地域住民の意向の把握・反映に努め、家庭・地域との連携協力のもと、学校(園)の自主性・自律性の確立を進めています。

エ 教育制度の充実

完全学校週5日制のねらいである、子どもたちや社会全体に「ゆとり」を確保する中で、子どもたちの「確かな学力」や「豊かなこころ」を育むために、家庭・学校・地域が相互に連携し、学校外活動の充実を図っていくとともに、家庭や地域社会の教育力の充実を図っていきます。

また、これからの社会変化に柔軟に対応する教育を推進するため、2学期制実施に伴うさまざまな方策をさらに充実したものとするとともに、児童生徒数の減少や生徒指導上の問題などのさまざまな要因に対処することができる通学区の弾力化などにより、今後さらに、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりに努め、学校運営の創意工夫を図っていきます。

オ 学校(園)の適正規模・適正配置の推進

少子化の進行による幼児・児童生徒数の減少により、本市の一部の幼稚園、小・中学校では、人間関係や交友関係が固定化したり、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少しています。そのため、子どもたちの多様な教育活動や学校(園)運営に支障をきたし、集団活動や部活動に影響が現れるなど、深刻な課題を抱えている状況があります。そして、こうした状況は、今後ますます進行することが予測されています。

そこで、将来にわたってたくましく生きる子どもの育成をめざし、学校(園)の活性化を図るとともに、活力ある学習活動を展開し、豊かな人間関係を育み、充実した学習指導体制を確立するため、望ましい学校(園)の適正規模や適正配置についての検討を行い、適正化を図っていくことが不可欠となっています。

なお、学校(園)の適正規模や適正配置の検討にあたっては、慎重かつ計画的に推進していく必要があるため、幅広く意見を求めていきます。

(4) 教育環境の整備・充実

ア 教育行政の充実

三位一体改革により地方分権が進む中、より地域に根ざした教育行政を展開するため、国・県をはじめ関係諸団体と緊密な連携を図り、理解と支援を求めながら、「改革の輪」を広げていきます。

教育の中立性、継続性、安定性を確保しながら、保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、本市の実情に応じた教育行政を進めていきます。

イ 学校給食の充実と食育の推進

豊かでより質の高い、安全で安心な学校給食を提供するため、将来にわたり安価で安定した学校給食を実施できる体制づくりと、食の安全・安心の面から、センター方式への移行をも含めた学校給食のあり方を総合的に検討し、その推進に努めます。

また、食育基本法に即し、学校を中心とした食の教育の推進や地場産品を活用した学校給食など、地産地消の推進に努めます。

ウ 教育支援体制の整備・充実

青少年センター、教育研究所等の教育支援体制をさらに充実し、生徒指導や教育内容・方法等について、さまざまな形で学校や地域社会を支援することができる体制づくりに努めます。

さらに、地域社会との連携を深め、地域の人材や教材の積極的な活用を図るとともに、大学の教育力を生かした教育支援を推進します。

エ 大学連携の推進

子どもたち一人ひとりを大切にし、興味・関心に即したきめ細やかな教育を推進する観点から、鳴門教育大学をはじめとする大学の教育力を活用し、園や学校の学習活動を積極的に支援していきます。

また、教育の質の向上や教職員の資質向上を図るため、連携・協力して実践的な研修及び活動を推進するとともに、行政の各分野において、大学とのより緊密な相互協力関係を築き、地域のニーズに合った連携を進めます。

オ 安全で安心な教育環境の整備・充実

市内学校(園) { 幼稚園 18 園(内 1 園休園)、小学校 18 校、中学校 6 校 } の施設整備の長期計画、設備の更新計画を策定し、安全で安心な教育環境の整備・充実に努めます。

資料 用語解説

グローバル化

【 1 ページ】

人・もの・情報など人間活動のあらゆるものが国の枠を超えて広く国際的に相互に影響しあうこと。世界規模化。

パブリックコメント手続

【 2 ページ】

政策形成過程において、住民の意見を求め、それに対する意見などを考慮して意思決定を行う制度。

PISA

【 5 ページ】

参加国が共同して、15 歳児を対象に行う OECD (経済開発協力機構) の学習到達度調査のこと。2000 年(平成 12 年)に最初の調査を行い、以後 3 年ごとに実施され、読解リテラシー(読解力)、数学的リテラシー、科学的リテラシーを主要 3 分野として調査する。2003 年(平成 15 年)調査には、41 개국・地域(OECD 加盟 30 개국、非加盟 11 개국・地域)が参加した。

ニート

【 5 ページ】

ニート(N E E T)とは Not in Education, Employment or Training の略で、「職に就いていない、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指す。

コーホート変化率法

【 6 ページ】

ここでいうコーホートとは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法。

涵養(かんよう)

【 8 ページ】

自然に水がしみこむように養い育てること。

人権の共存

【 8 ページ】

互いの利害や立場を超えて、人々がそれぞれの人権を相互に認め合い、かつ各人の人権が調和的に行使される状況にあること。

アイデンティティ

【 9 ページ】

人格における存在証明または同一性。ある人の一貫性が時間的・空間的に成り立ち、それが他者や共同体からも認められていること。自己の存在証明。自己同一性。

地産地消

【 19 ページ】

地元の農産物などを直接地元の消費者へ供給すること。